

浜松市条例第14号

浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例を廃止する条例

浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例（昭和58年浜松市条例第14号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に生じた廃止前の浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例第2条に規定する手数料に係る同条例の規定の適用については、なお従前の例による。

（あらし）

この条例は、軽度生活援助員の派遣事業の廃止に伴い、当該事業に係る手数料徴収条例を廃止するものです。